

申告に関するお知らせ

国税庁ホームページで
確定申告書等作成コー
ナーを提供しています

確定申告に関するご相
談は電話相談センター
「0」番へ！

税務署で休日対応を行
います

税務署では、平成29年分
確定申告期に、次のとおり
休日対応を行います。

国税庁のホームページ
(www.nta.go.jp)に掲載して

いる「確定申告書等作成コー
ナー」では、画面案内に従っ
て金額などを入力すること
により確定申告書等を作成
することができます。

作成した確定申告書など
は、e-Taxを利用して提
出することができ、また、
印刷して郵送等により提出
することもできます。

詳しくは問い合わせに電
話で対応する専門窓口（税
務相談などを除く）を設
置しておりますので、お問
い合わせください。

問 e-Tax・作成コー
ナーヘルプデスク

☎ 0570・01・5901

八代税務署

☎ 32・3141（代表）



熊本国税局では「確定申
告電話相談センター」を開
設し、確定申告に関するご
相談などに電話でお答えし
ております。

八代税務署の代表電話に
おかけいただくと、自動音
声案内によりご案内します
ので、「0」番を選択し、用
件をお話してください。お問
い合わせの内容により、オペ
レーターや職員などがお
答えいたします。

◆期間

3月15日(木)まで

※時間帯によつては、電話が
つながりにくい場合があります。
あらかじめご了承ください。

問 八代税務署

☎ 32・3141（代表）



◆実施する税務署

熊本西税務署、
熊本東税務署

◆実施日

2月18日(日)
および2月25日(日)

◆対応業務

確定申告書用紙の配布、
申告相談、確定申告書の
收受・納付相談

問 熊本西税務署

☎ 096・355・1181

熊本東税務署

☎ 096・369・5566

※自動音声で「0」を選択

【住民税申告に関するお問い合わせ先】

税務課 住民税係

☎ 52・5853（直通）

確定申告相談のお知らせ

八代税務署では、平成29年分所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告会場を開設します。

◆開設日：2月16日(金)～3月15日(木) ※土日を除く

◆受付：午前9時～午後4時

◆場所：八代税務署 3階（八代市花園町16番地2）

【お問い合わせ先】八代税務署 ☎ 32-3141（代表）※自動音声案内

「確定申告に関するご相談は「0」番を選択してください。」
「確定申告電話相談センター」におつなぎします。

※消費税および地方消費税の申告は4月2日(月)までです。

医療費控除が改正されました

平成29年分の確定申告・30年度の住民税申告から、医療費控除の申告が次のとおり変更となりました。

- 領収書の提示または提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要
- 「医療費控除の明細書」には、個人ごと、病院・薬局ごとの記入が必要
- 領収書は5年間の保存が必要
- 「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付すれば、明細の記入を省略可
- 平成31年分の確定申告・32年度の住民税申告までは、従来の方法でも可

※「医療費控除の明細書」は、税務署、役場税務課、宮原振興局総務振興課に備え付けてあります。また、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からもダウンロードできます。
※今回から、医療費控除の特例である「セルフメディケーション税制」の適用も始まります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。か、八代税務署または役場税務課にお尋ねください。

【お問い合わせ先】 八代税務署 ☎32-3141（※自動音声案内）
税 務 課 ☎52-5853（直通）

帳簿書類の保存期間について

平成26年1月から、全ての事業者の人が記帳と帳簿書類の保存が必要となっております。

保存が必要なもの		保存期間
帳 簿	法定帳簿（収入金額や必要経費等を記載した帳簿）	7年
	任意帳簿（業務に関して作成した上記以外の帳簿）	5年
書 類	決算に際して作成した棚卸表、そのほかの書類	
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

※記帳指導を以下の機関で行っております。必要な人はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 南九州税理士会 ☎33-4878
- 氷川町青色申告会 ☎62-2021（本所）、52-7656（支所）
- 竜北町農業青色申告会、不知火干拓青色申告会 ☎62-8774
- 吉野青色申告会 ☎62-2826